

京都市医療的ケア研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定障害福祉サービス事業所及び施設の従業者等が、サービスの提供に関し、法令上、一定の要件の下で在宅の障害者（児）に対し行うことができるたんの吸引を中心とした医療的ケアの基礎的知識を取得し、もって障害者（児）の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、たんの吸引や経管栄養の注入等、日常生活に必要な医療的援助行為をいう。

(実施者)

第3条 この研修の実施者は京都市とする。また、京都市は、研修の全部又は一部を実施するに当たり、専門的な知識を有し、適当と認められる団体に委託することができるものとする。

(受講対象者)

第4条 この研修の受講対象者は、本市に所在する次項の事業所及び施設に所属し、医療的ケアが必要な指定障害福祉サービス等の利用者を介護する者とする。ただし、あらかじめ確保された年間の予算で実施する研修において、障害保健福祉課長が特に必要と認める場合は、これら以外の者を受講対象者とすることができる。

2 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、生活介護、児童デイサービス、短期入所、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、小規模通所授産施設、地域活動支援センター（デイサービス型）及び地域活動支援センター（共同作業型）の指定を受けている事業所及び施設
(研修内容)

第5条 この研修の実施に当たっては、次の各号に掲げる内容の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 医療的ケアの講義
- (2) 法令上、許容されている医療的ケアの実技
- (3) その他（ただし、法令上許容されていない医療的ケア及び医（療）行為の実技を除く。）

(修了認定)

第6条 研修の受講者に対し修了又は資格を認定しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、研修について必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月19日から施行する。